

第8号議案

「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」の策定および公表について（案）

容量市場における容量拠出金対応業務に関して、業務規程第32条の5の規定に基づき、当該業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」を策定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2023年8月10日（木）から2023年9月8日（金）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映している。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

別紙1：「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」

別紙2：「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙3：本機関ホームページでの公表イメージ

容量市場業務マニュアル（対象実需給年度：2024年度）「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

容量市場  
業務マニュアル  
容量拋出金対応編  
(対象実需給年度：2024 年度)

2023 年 10 月 25 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

## (変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年10月25日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	6
1.2	本業務の対象となる事業者	6
1.3	容量拠出金の算定式	6
第2章	容量拠出金対応	10
2.1	容量拠出金（仮算定）の確認手続	11
2.2	容量拠出金の確認手続	18
2.3	還元額の確認手続	26
2.4	追加請求額の確認手続	35
2.5	請求書・支払通知書の確認手続	43
2.6	請求書に基づく支払	50
2.7	支払通知書に基づく入金の確認手続	53
Appendix.1	図表一覧	57
Appendix.2	業務手順全体図	59

## 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量抛出国対応編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者（以下、「小売電気事業者等」）が実施する手順のうち、対象実需給年度2024年度の容量市場における容量抛出国に係る内容について、必要な手順やシステム<sup>1</sup>の操作方法<sup>2</sup>が記載されています。

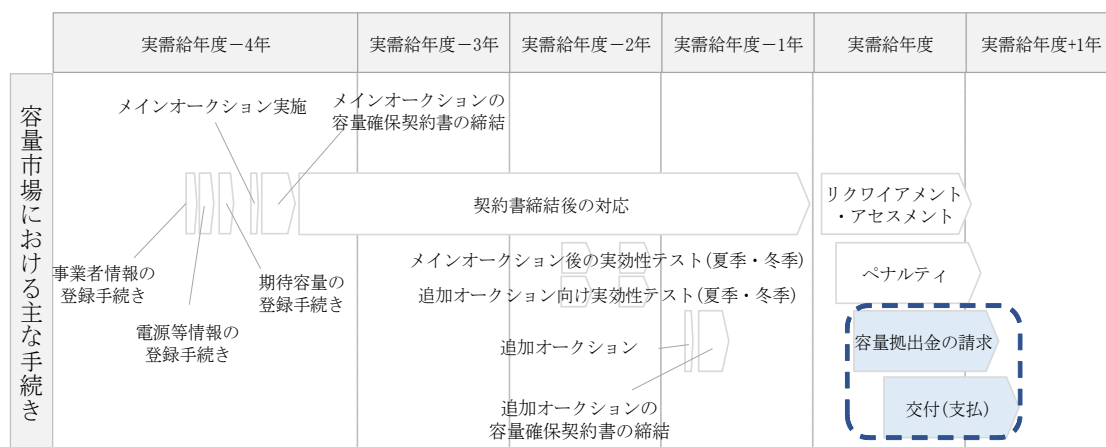


図 1-1 本業務マニュアルが対象とする容量抛出国対応業務の位置づけ

容量抛出国とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に抛国いただくものです。本機関は、この容量抛出国をもって、供給力を提供する容量提供事業者へ、容量確保契約金額を交付します。

容量抛出国対応業務は、主に下記業務から構成されます（図 1-2 参照）。

### 【実需給年度開始前（年次、2023年12月）】

- ・容量抛出国仮請求額通知書（年間総額）の確認

<sup>1</sup> 会員情報管理システムは、本機関の会員の加入申込み・変更のオンライン化や、各種通知、連絡等を一元管理することを目的としたシステムです。当該システムの利用に当たっては「会員情報管理システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

<sup>2</sup> 本業務マニュアルに記載している会員情報管理システムの機能は一部であり、運用する際の操作方法の詳細は会員情報システム取扱マニュアル (<https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html>) を参照してください。

【実需給年度開始後（月次、2024年7月～2025年6月）】

- ・容量拠出金請求額通知書の確認
- ・請求書に基づく支払

【年次精算<sup>3</sup>（年次、2025年10月～2025年11月）】

- ・容量拠出金還元額通知書（年次精算）の確認
- ・容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認
- ・請求書・支払通知書に基づく入出金業務

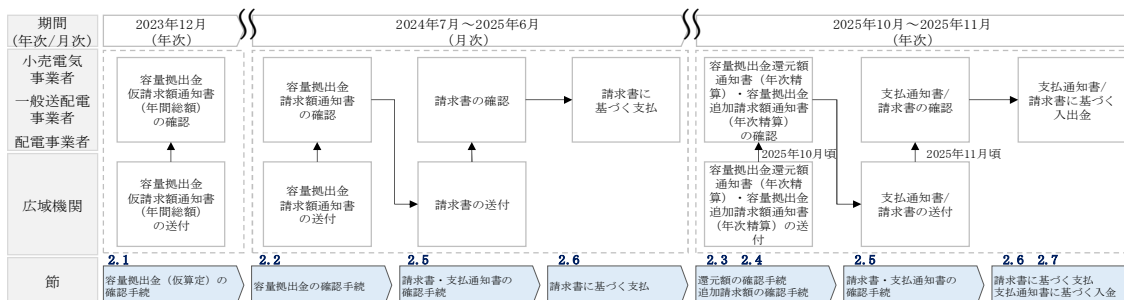


図 1-2 容量拠出金対応業務の全体像

また、請求対象月をN月とした場合の、月次の容量拠出金対応業務のスケジュールは以下の通りとなります。

- ・容量拠出金請求額通知書：N+2月の第10営業日までに発行
- ・容量拠出金請求書：N+3月の10日までに発行
- ・事業者による容量拠出金振込期日：容量拠出金請求書発行から1か月以内<sup>4</sup>

具体的な容量拠出金対応業務に関しては第2章に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.3も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる事業者
- 1.3 容量拠出金の算定式

<sup>3</sup> 年次精算とは、容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが発生した場合や、容量拠出金の未回収が発生した場合に、容量拠出金へ反映するために精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額の総額と容量拠出金の総額を一致させることを指します。

<sup>4</sup> N+3月の10日に容量拠出金請求書が発行された場合、N+4月の9日が振込期日となります。

## 1.1 本業務マニュアルの構成

容量拠出金に係る確認手続や支払通知書・請求書の確認手続、入出金業務については第2章を参照してください（図 1-3 参照）。

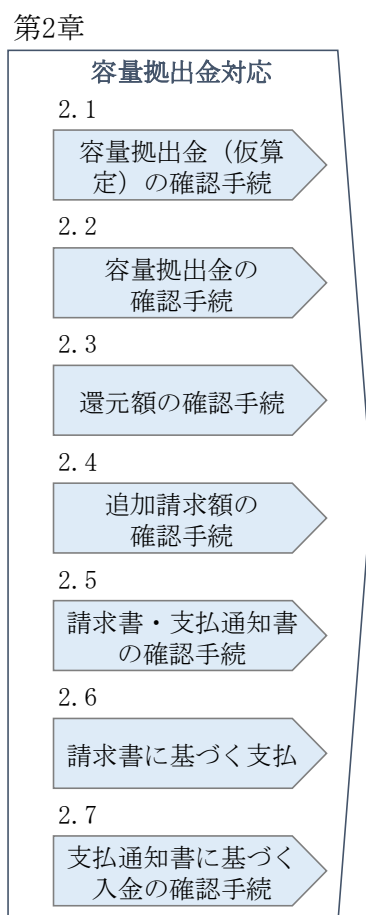


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

## 1.2 本業務の対象となる事業者

本業務の対象となる事業者（以下、事業者）は、一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者となります。

## 1.3 容量拠出金の算定式

容量拠出金の算定式について説明します。

1.3.1 新規参入でない場合の容量拠出金の算定式

1.3.2 新規参入時の容量拠出金の算定式

### 1.3.1 新規参入でない場合の容量拠出金の算定式

新規参入でない場合の容量拠出金の算定式は以下の通りとなります。

#### 【一般送配電事業者】

- ・各一般送配電事業者の容量拠出金（各月）  
＝ エリア別の一般送配電事業者が負担する容量拠出金総額（各月） － 当該エリアでの配電事業者の容量拠出金総額（各月）

#### 【配電事業者】

- ・各配電事業者の容量拠出金（各月）  
＝ エリア内シェア比率 × エリア別の一般送配電事業者が負担する容量拠出金総額（各月）

- ・エリア内シェア比率  
＝ 配電事業者が配電を行うエリアの H3 需要※1（当該エリアの最大需要発生月の H3 需要※1） ÷ エリア全体の H3 需要※1

※1：配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

#### 【小売電気事業者】

- ・各小売電気事業者の容量拠出金（各月）  
＝ シェア変動考慮後の配分比率 × エリア別の小売電気事業者が負担する容量拠出金総額（各月）

- ・シェア変動考慮後の配分比率  
＝ シェア変動考慮後の kW ÷ 当該エリアにおける全小売電気事業者のシェア変動考慮後の kW 合計

- ・シェア変動考慮後の kW  
＝ 年間ピーク時の kW 実績※2 × シェア変動後の託送契約電力 kW 実績※3 ÷ 年間ピーク時の託送契約電力 kW 実績※4

※2：実需給前年度の7～9月/12～2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計した kW を指します。それぞれ容量拠出金1～6回目(4月～9月分)/7～12回目(10月～3月分)の請求額算定の基礎となります。

また、ここでいう「最大需要発生時(1時間)」は、各エリアでの最大需要発生時を指します。



※3：対象実需給月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW を指します。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託送契約電力 kW を正とします。

※4：実需給前年度の7～9月/12～2月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW を指します。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託送契約電力 kW を正とします。

### 1.3.2 新規参入時の容量抛出台金の算定式

新規参入時の容量抛出台金の算定式は以下の通りとなります。

注：実需給前年度の年間ピーク時の kW 実績がゼロであり、託送契約電力 kW の実績もゼロの場合は新規参入となります。

#### 【配電事業者】

##### ■最大需要発生月以前の新規参入の場合

『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台金の算定式』に準じて計算。

##### ■最大需要発生月よりあとに新規参入した場合

「エリア内シェア比率」を下記算定式に基づいて計算。そのほかは、『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台金の算定式』に準じて計算。

・エリア内シェア比率

＝ 配電事業者が配電を行うエリアの H3 需要※5（新規参入月以降の各月の H3 需要の平均） ÷ エリア全体の H3 需要※5

※5：配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

#### 【小売電気事業者】

「シェア変動考慮後の kW」を下記算定式に基づいて計算。そのほかは、『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台金の算定式』に準じて計算。

・（新規参入した小売電気事業者の）シェア変動考慮後の kW

＝ 当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める新規参入事業者の比率

× エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後の kW 合計

- ÷ 当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める新規参入以外の事業者の比率
- × 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW
- ÷ 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW の合計

## 第2章 容量拠出金対応

本章では、容量拠出金対応に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 容量拠出金（仮算定）の確認手続
- 2.2 容量拠出金の確認手続
- 2.3 還元額の確認手続
- 2.4 追加請求額の確認手続
- 2.5 請求書・支払通知書の確認手続
- 2.6 請求書に基づく支払
- 2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

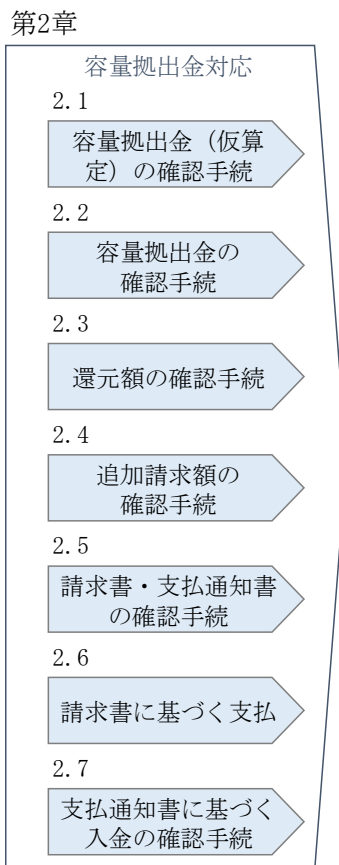


図 2-1 第2章の構成

## 2.1 容量拠出金（仮算定）の確認手続

本機関は、実需給年度 2024 年度に係る容量拠出金について、2024 年 7 月の請求開始にあたり、2023 年 12 月に仮算定額を算出し、当該金額を記載した容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を、小売電気事業者等に送付します。

なお、当該仮算定額の値は、2023 年度の夏季のピーク時の電力（kW）を基礎として算定するため、2023 年度冬季ピーク時の電力（kW）および 2024 年度の各月のシェア変動を考慮する前の概算金額となります。

本節では、容量拠出金（仮算定）の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

### 2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認

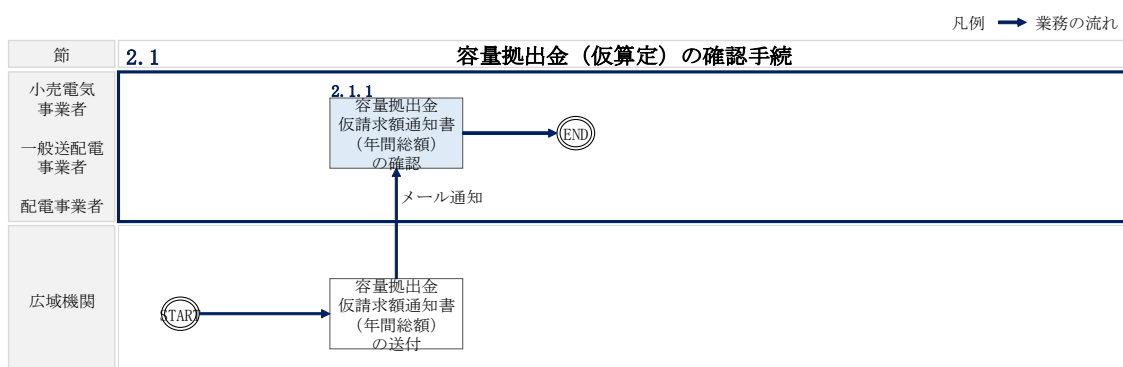


図 2-2 容量拠出金（仮算定）の確認手続の詳細構成

### 2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認手順を説明します（図 2-3 参照）。

#### 2.1.1.1 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）内容の確認

### 2.1.1 容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）の確認

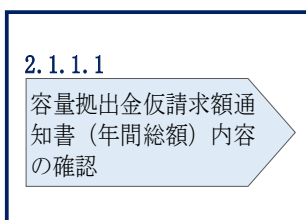


図 2-3 容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）の確認の手順

#### 2.1.1.1 容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）を発行後、事業者に容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-1 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）の帳票の内容<sup>5</sup>を確認してください（図 2-4、表 2-2 参照）。

容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。（P）

表 2-1 容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	容量抛入金仮請求額通知書（年間総額）の発行通知（P）
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp

<sup>5</sup> 仮算定は、あくまで実需給期間前に実施する概算値の通知であるため、実需給期間の実際の算定額とは異なることにご留意ください。また、概算額の通知という目的から、異議申立は受け付けておりません。

項目	内容
本文記載事項（P）	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者です。</p> <p>容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を発行しました。ご確 認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者コード</li></ul> <p><b>【事業者名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者名</li></ul> <p>電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人 には返信しないでください。</p>

### 容量拠出金 仮請求額通知書（年間総額）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8  
 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6  
 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 御中

事業者コード：1234  
 事業者区分：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

通知書番号：123456789012345678  
 通知日：yyyy年MM月dd日

電力広域的運営推進機関  
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
 問い合わせ先  
 部署：○○部  
 電話番号：○○-○○○○-○○○○  
 E-Mail：××××@occto.or.jp

件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

#### 1. 容量拠出金仮請求額

容量拠出金仮請求総額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

(参考)

容量拠出金仮請求額(月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	-123,456,789,012,345
容量拠出金仮請求額(最終月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	-123,456,789,012,345

#### 2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア	1 2 3
負担総額[円](年額)	-123,456,789,012,345
負担額[円](月額)	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	-123,456,789,012,345
負担額[円](端数調整月)	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

図 2-4 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）のサンプルイメージ

表 2-2 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量拋出金仮請求額	容量拋出金仮請求総額 [円]	通知対象事業者の容量拋出金仮請求額（年額）が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください
8		容量拋出金仮請求額（年額）（調整前） [円]	11 か月分の容量拋出金仮請求額（月額）（No. 12）と容量拋出金仮請求額（最終月額）（No. 13）を合計した金額となっていることを確認してください
9		調整額 [円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計 [円]	容量拋出金仮請求額（年額）（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください



No	セクション	記載項目	確認観点
12		容量拋出金仮請求額（月額）[円] 実需給年度 4~2 月	通知対象事業者の容量拋出金負担額（月額）が記載されています 容量拋出金仮請求額（月額）（No. 12）は、負担額（月額）（No. 16）に負担分の比率（有効数字 16 桁）を乗じること で算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 18）はパーセント表記での小数第 3 位を四捨五入した概算比率であること にご留意ください
13		容量拋出金仮請求額（最終月額）[円] 実需給年度 3 月	通知対象事業者の容量拋出金負担額（最終月額）が記載されています 容量拋出金仮請求額（最終月額）（No. 13）は、負担額（端数調整月）（No. 17）に負担分の比率（有効数字 16 桁）を乗じること で算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 18）はパーセント表記での小数第 3 位を四捨五入した概算比率であること にご留意ください
14	2. 算定諸元 情報	容量拋出金算定対象 エリア	対象のエリアであることを確認してください
15		負担総額[円]（年額）	エリア別の容量拋出金負担総額（年額）が記載されていることを確認してください
16		負担総額[円]（月額）実 需給年度 4~2 月	エリア別の容量拋出金負担総額（月額）が記載されていることを確認してください
17		負担総額[円]（端数調整 月）実需給年度 3 月	エリア別の容量拋出金負担総額（最終月額）が記載されていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
18		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・ 通知対象事業者のシェア比率が記載されていることを確認してください  一般送配電事業者・配電事業者： ・ 通知対象事業者の負担比率が記載されていることを確認してください  なお、負担分の比率（No.18）が0.00%であっても、容量拠出金仮請求総額（No.7）が0でない場合があることにご留意ください

## 2.2 容量拠出金の確認手続

本節では、容量拠出金の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-5 参照）。

- 2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認
- 2.2.2 容量拠出金請求額通知書の異議申立
- 2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認

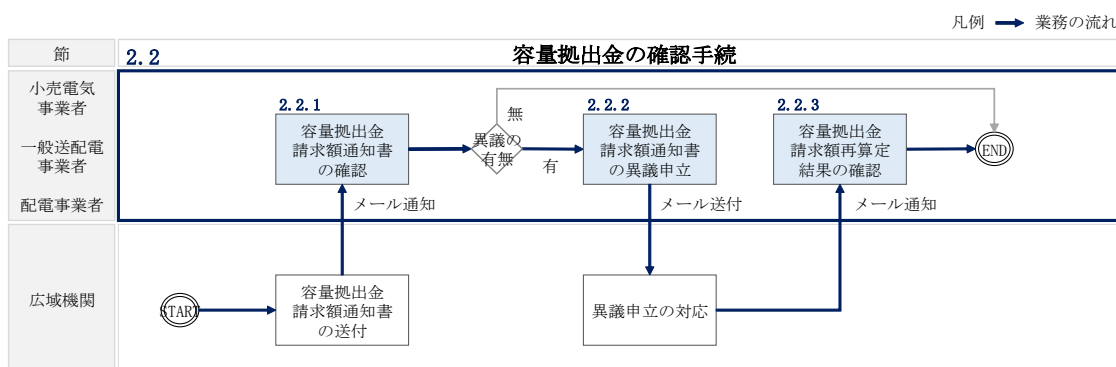


図 2-5 容量拠出金の確認手続の詳細構成

### 2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書の確認手順を説明します（図 2-6 参照）。

#### 2.2.1.1 容量拠出金請求額通知書内容の確認

#### 2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認

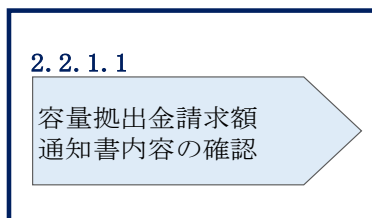


図 2-6 容量拠出金請求額通知書の確認の手順

#### 2.2.1.1 容量拠出金請求額通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-3 参照）。事業者

はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金請求額通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-7、表 2-4 参照）。

容量拠出金請求額通知書に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。（P）

表 2-3 容量拠出金請求額通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	容量拠出金請求額通知書の発行通知（P）
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項（P）	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム管理者です。</p> <p>容量拠出金請求額通知書を発行しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者コード</li> </ul> <p><b>【事業者名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者名</li> </ul> <p>電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

### 容量拋出金 請求額通知書

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8  
 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6  
 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 御中

事業者コード : 1234  
 事業者区分 : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
                   1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
                   1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

通知書番号 : 123456789012345678  
 通知日 : YYYY年MM月dd日

電力広域的運営推進機関  
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
 問い合わせ先  
 部署 : ○○部  
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○  
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

#### 1. 容量拋出金請求額

容量拋出金請求額[円] -123,456,789,012,345

容量拋出金請求額(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

#### 2. 算定諸元情報(請求対象月分)

容量拋出金算定対象エリア	1 2 3
エリア別の負担総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量拋出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-7 容量拋出金請求額通知書のサンプルイメージ

表 2-4 容量拠出金請求額通知書の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量拠出金請求額	容量拠出金請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額（月額）が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください
8		容量拠出金請求額（調整前）[円]	容量拠出金請求額（調整前）（No. 8）は、エリアの負担総額（No. 13）に負担分の比率（有効数字 16 桁）を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報（請求対象月分）に記載されている負担分の比率（No. 14）はパーセント表記での小数第 3 位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量拠出金請求額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください
12	2. 算定諸元情報（請求対象月分）	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
13		エリアの負担総額[円]	エリアの容量拠出金負担総額（月額）が記載されていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
14		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・ 通知対象事業者のシェア比率（概算）が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者： ・ 通知対象事業者の負担比率（概算）が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率（No. 14）が0.00%であっても、容量拠出金請求額（No. 7）が0でない場合があることにご留意ください
15		異議申立日数	記載内容を確認してください

### 2.2.2 容量拠出金請求額通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-8 参照）。

- 2.2.2.1 異議申立メールの送付
- 2.2.2.2 再検討内容メールの確認

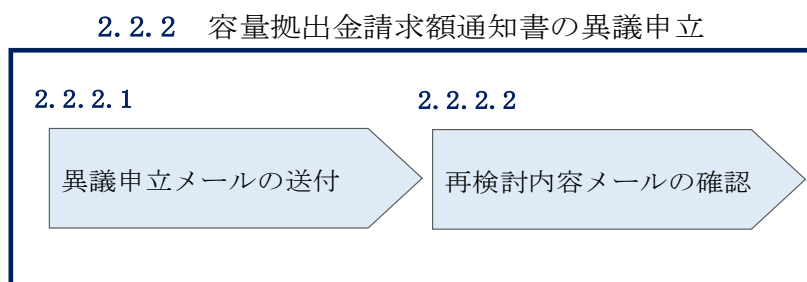


図 2-8 容量拠出金請求額通知書の異議申立の手順

#### 2.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-5 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/14（月）に通知メールを受領した場合、4/18（金）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-5 容量抛出台請求額通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>6</sup> 】容量抛出台請求額通知書に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量抛出台請求額通知書番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・対象月</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・容量抛出台算定対象エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

#### 2.2.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台請求額通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の再検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-6 参照）。

<sup>6</sup> 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。



注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

表 2-6 容量拠出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量拠出金請求額通知書に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量拠出金請求額通知書の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量拠出金請求額通知書の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量拠出金請求額通知書番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・対象月</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・容量拠出金算定対象エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

### 2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拠出金請求額の再算定結果の確認について手順を説明します（

図 2-9 参照）。なお、容量拠出金請求額通知書内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

### 2.2.3.1 容量拠出金請求額通知書の再発行内容の確認

## 2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認

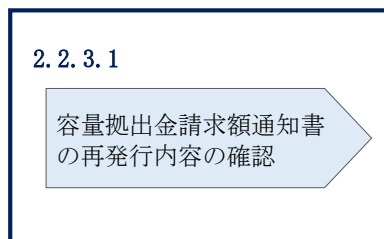


図 2-9 容量拠出金請求額の再算定結果の確認の手順

### 2.2.3.1 容量拠出金請求額通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拠出金請求額通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量拠出金請求額通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拠出金請求額通知書の確認方法は『2.2.1.1 容量拠出金請求額通知書内容の確認』を参照してください。

## 2.3 還元額の確認手続

還元額とは、容量提供事業者のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティの徴収等で生じた、容量確保契約金額と経済的ペナルティの差引金額と容量拋出金との差額を調整し、小売電気事業者に還元される金額です。

本節では、還元額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-10 参照）。

- 2.3.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認
- 2.3.2 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の異議申立
- 2.3.3 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

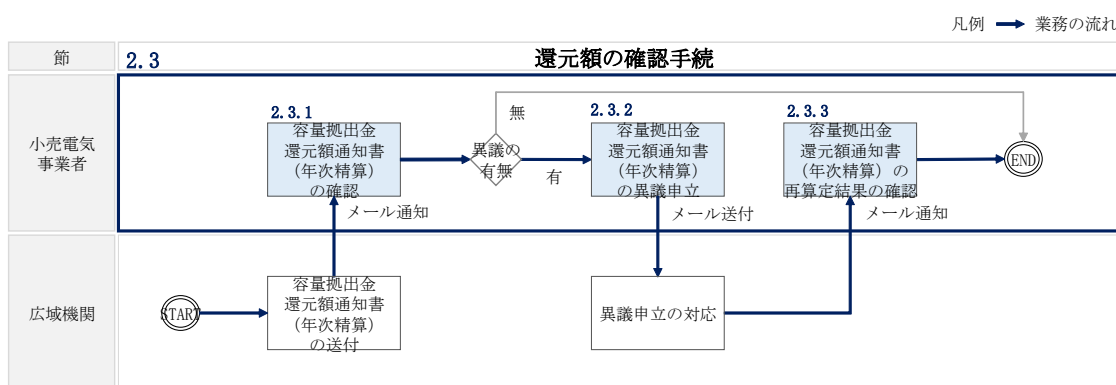


図 2-10 還元額の確認手続の詳細構成

注：容量拋出金還元額通知書（年次精算）に基づく還元額から、容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）に基づく追加請求額、および容量拋出金請求額通知書に基づく対象実需給年度 2025 年度の月次の容量拋出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。

### 2.3.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認

本項では、本機関から発行された容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認手順を説明します（図 2-11 参照）。

#### 2.3.1.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）内容の確認

### 2.3.1 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の確認

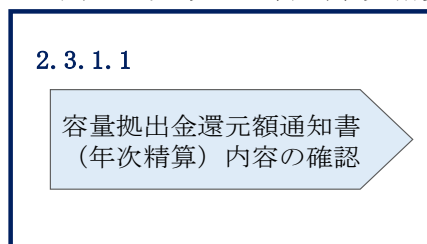


図 2-11 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の確認の手順

#### 2.3.1.1 容量拠出金還元額通知書（年次精算）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書（年次精算）を発行後、事業者に容量拠出金還元額通知書（年次精算）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-7 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金還元額通知書（年次精算）の内容を確認してください（表 2-8、図 2-12 参照）。

容量拠出金還元額通知書（年次精算）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。（P）

表 2-7 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	容量拠出金還元額通知書（年次精算）の発行通知（P）
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項（P）	XXXX 様  こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者です。 容量拠出金還元額通知書（年次精算）を発行しました。ご確認 をお願いいたします。  <b>【事業者コード】</b> ・事業者コード  <b>【事業者名】</b> ・事業者名

項目	内容
	<p>電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

### 容量拠出金 還元額通知書 (年次精算)

通知書番号 : 123456789012345678  
 通知日 : yyyy年MM月dd日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8  
 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6  
 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 御中  
 事業者コード : 1234

電力広域的運営推進機関  
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
 問い合わせ先  
 部署 : ○○部  
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○  
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

#### 1. 容量拠出金還元額

容量拠出金還元額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金還元額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

#### 2. 算定諸元情報

還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる総額[円]①+②	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量拠出金還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-12 容量拠出金還元額通知書 (年次精算) の帳票イメージ

表 2-8 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量拋出金還元額	容量拋出金還元額[円]	通知対象事業者の容量拋出金還元額が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください 容量拋出金還元額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください。
8		容量拋出金還元額[円] （調整前）	容量拋出金還元額（調整前）（No. 8）は、還元額の前原資となる総額①+②（No. 14）に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 15）はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量拋出金還元額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください
12	2. 算定諸元情報	還元額の前原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
13		還元額の前原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	実需給年度に係る容量拋出金の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額

No	セクション	記載項目	確認観点
			の実際交付額を差し引いた金額が記載されていることを確認してください
14		還元額の原資となる総額 [円]①+②	①+②となることを確認してください
15		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： <ul style="list-style-type: none"> <li>通知対象事業者のシェア比率（概算）が記載されていることを確認してください</li> </ul> なお、負担分の比率（No. 15）が0.00%であっても、容量拠出金還元額（No. 7）が0でない場合があることにご留意ください
16		異議申立日数	記載内容を確認してください

### 2.3.2 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金還元額通知書（年次精算）の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-13 参照）。

- 2.3.2.1 異議申立メールの送付
- 2.3.2.2 再検討内容メールの確認

#### 2.3.2 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の異議申立

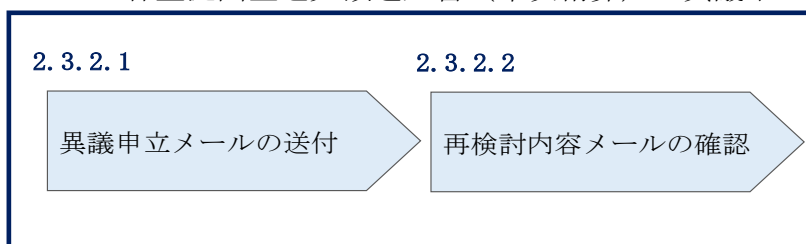


図 2-13 容量拠出金還元額通知書（年次精算）の異議申立の手順

#### 2.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金還元額通知書（年次精算）に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。



異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-9 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、11/5（水）に通知メールを受領した場合、11/11（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-9 容量抛出台金還元額通知書（年次精算）の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>7</sup> 】容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量抛出台金還元額通知書（年次精算）番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-10 参照）。

<sup>7</sup> 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

表 2-10 容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量抛入金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量抛入金還元額通知書（年次精算）番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

### 2.3.3 容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-14 参照）。なお、容量抛入金還元額通知書（年次精算）に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

#### 2.3.3.1 容量抛入金還元額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

### 2.3.3 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

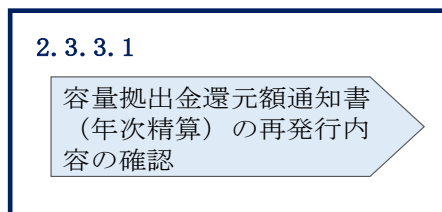


図 2-14 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順

#### 2.3.3.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拋出金還元額通知書（年次精算）を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量拋出金還元額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認方法は『2.3.1.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）内容の確認』を参照してください。

## 2.4 追加請求額の確認手続

追加請求額とは、容量抛出台金の未回収分を他の小売電気事業者等へ請求する金額です。

本節では、追加請求額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-15 参照）。

- 2.4.1 容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）の確認
- 2.4.2 容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立
- 2.4.3 容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

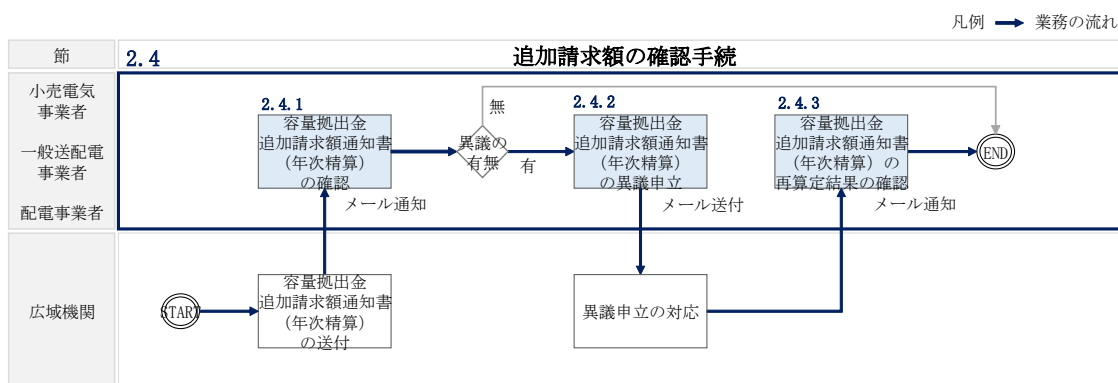


図 2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成

注：容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に基づく還元額から、容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）に基づく追加請求額、および容量抛出台金請求額通知書に基づく対象実需給年度 2025 年度の月次の容量抛出台金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。

### 2.4.1 容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）の確認

本項では、本機関から発行された容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）の確認手順を説明します（図 2-16 参照）。

#### 2.4.1.1 容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認

### 2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認

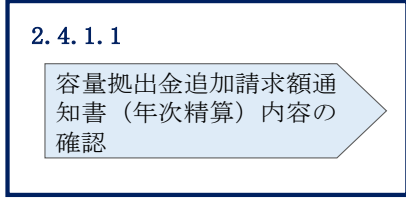


図 2-16 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認の手順

#### 2.4.1.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を発行後、事業者に容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-11 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください（表 2-12、図 2-17 参照）。

容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。(P)

表 2-11 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知 (P)
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項 (P)	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム管理者です。</p> <p>容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を発行しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者コード</li> </ul> <p><b>【事業者名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者名</li> </ul>

項目	内容
	電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

### 容量拠出金 追加請求額通知書（年次精算）

通知書番号 : 123456789012345678  
 通知日 : yyyy年MM月dd日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8  
 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6  
 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 御中

事業者コード : 1234  
 事業者区分 : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

電力広域的運営推進機関  
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
 問い合わせ先  
 部署 : ○○部  
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○  
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

#### 1. 容量拠出金追加請求額

容量拠出金追加請求額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金追加請求額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

#### 2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア	1 2 3
未収金総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

※容量拠出金追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-17 容量抛入金追加請求額通知書（年次精算）の帳票イメージ

表 2-12 容量抛入金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量抛入金追加請求額	容量抛入金追加請求額 [円]	通知対象事業者の容量抛入金追加請求額が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください 容量抛入金追加請求額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください。
8		容量抛入金追加請求額（調整前） [円]	容量抛入金追加請求額（調整前）（No. 8）は、未収金総額（No. 13）に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 14）はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額 [円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計 [円]	容量抛入金追加請求額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
12	2. 算定諸元 情報	容量拠出金算定対象 エリア	対象のエリアであることを確認してくだ さい
13		未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拠出金の未収金総 額が記載されていることを確認してくだ さい
14		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小 数点第3位を四捨五入し た概算比率	小売電気事業者： <ul style="list-style-type: none"> <li>通知対象事業者のシェア比率（概 算）が記載されていることを確認し てください</li> </ul> 一般送配電事業者・配電事業者： <ul style="list-style-type: none"> <li>通知対象事業者の負担比率（概算） が記載されていることを確認してく ださい</li> </ul> なお、負担分の比率（No. 14）が0.00% であっても、容量拠出金追加請求額 （No. 7）が0でない場合があることにご 留意ください
15		異議申立日数	記載内容を確認してください

#### 2.4.2 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の内容に  
対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-18 参照）。

##### 2.4.2.1 異議申立メールの送付

##### 2.4.2.2 再検討内容メールの確認

#### 2.4.2 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立

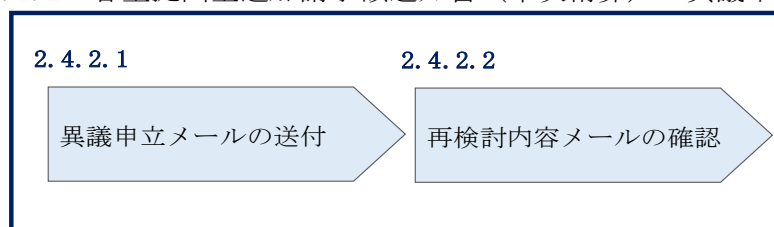


図 2-18 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立の手順



### 2.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-13 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、11/5（水）に通知メールを受領した場合、11/11（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-13 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>8</sup> 】容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・容量拠出金算定対象エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

<sup>8</sup> 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

### 2.4.2.2 再検討内容メールの確認

容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（

表 2-14 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

表 2-14 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）番号</li> <li>・実需給年度</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・事業者区分</li> <li>・容量拋出金算定対象エリア</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

### 2.4.3 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-19 参照）。なお、容量拋出金還元額通知書（年次精算）に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

#### 2.4.3.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

### 2.4.3 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

#### 2.4.3.1

容量拋出金追加請求額  
通知書（年次精算）の  
再発行内容の確認

図 2-19 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順

#### 2.4.3.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の確認方法は『2.4.1.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認』を参照してください。

## 2.5 請求書・支払通知書の確認手続

本節では、容量拠出金の請求書または支払通知書の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-20 参照）。

### 2.5.1 請求書・支払通知書の確認

### 2.5.2 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立

### 2.5.3 再検討結果の確認

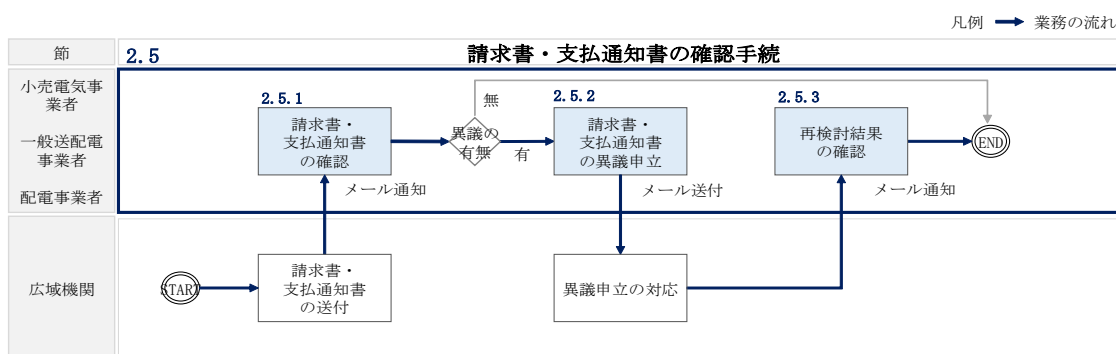


図 2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成

### 2.5.1 請求書・支払通知書の確認

本項では、本機関から発行された請求額・支払通知書の確認について手順を説明します（図 2-21 参照）。

#### 2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認

#### 2.5.1 請求書・支払通知書の確認

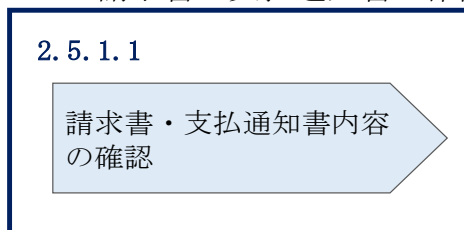


図 2-21 容量拠出金の請求書・支払通知書の確認の手順

#### 2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金の請求書または支払通知書を発行後、事業者はその旨のメールが送付されます（表 2-15 参照）。事業者はメールを受領後、

会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金の請求書または支払通知書の帳票の内容を確認してください。(図 2-22、図 2-23、表 2-16 参照)。

なお、年次精算において、追加請求額および対象実需給年度 2025 年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。(P)

表 2-15 請求書（支払通知書）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	請求書（支払通知書）の発行通知（P）
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項（P）	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム管理者です。</p> <p>請求書（支払通知書）を発行しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者コード</li> </ul> <p><b>【事業者名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者名</li> </ul> <p>電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>



表 2-16 容量拠出金の請求書（支払通知書）の記載項目と確認観点

No	記載項目	確認観点
1	請求書（支払通知書）番号	-
2	請求書（支払通知書）発行日	-
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	
5	事業者登録番号（本機関）	本機関の事業者登録番号が記載されていることを確認してください
6	事業者登録番号（事業者）	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
7	件名	記載内容を確認してください
8	請求（支払）金額（税込）	全明細を足し合わせた額であることを確認してください
9	振込期日（支払日）	振込期日（支払日）を確認してください
10	備考	記載内容を確認してください
11	実需給年度・対象月	今回対象の実需給年月であることを確認してください
12	エリア	通知済みの「容量拠出金請求額通知書」に基づいた内容であることを確認してください
13	取引対象	
14	取込年月日	また、年次精算額が明細に含まれている場合は、通知済みの「容量拠出金還元額通知書（年次精算）」や「容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）」に基づいた内容であることを確認してください
15	通知書番号	
16	税抜金額（円）	
17	税区分	記載内容を確認してください
18	備考（明細欄）	
19	合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください
20	振込先口座情報	請求書が発行された場合のみ、備考（明細欄）の下に振込先口座情報が記載されます 記載内容を確認してください

### 2.5.2 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金の請求額・支払通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-24 参照）。

- 2.5.2.1 異議申立メールの送付
- 2.5.2.2 再検討内容メールの確認

### 2.5.2 請求書・支払通知書の異議申立

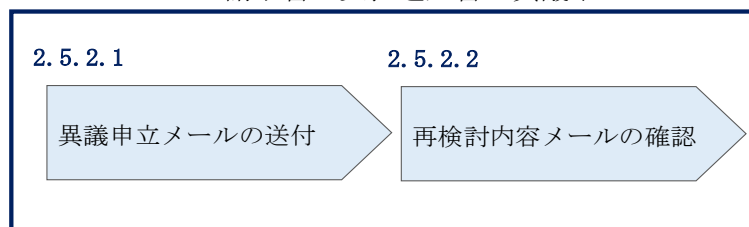


図 2-24 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立の手順

#### 2.5.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金の請求書または支払通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-17 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/10（木）に通知メールを受領した場合、4/16（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-17 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>9</sup> 】容量拠出金の請求書（または支払通知書）に対する異議申立

<sup>9</sup> 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。



項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書番号（または支払通知書番号）</li> <li>・ 事業者名</li> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者区分</li> <li>・ 実需給年度・対象月</li> <li>・ 異議申立の内容<sup>10</sup></li> </ul>

### 2.5.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台の請求書または支払通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-18 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいている場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

表 2-18 容量抛出台の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量抛出台の請求書（または支払通知書）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による支払通知書（または請求書）の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（または支払通知書）の再検討内容に対する確認結果を文章で記載</li> </ul>

<sup>10</sup> 容量抛出台および年次精算の算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの算定結果と不一致がある場合のみ異議を受理します。

	<p>例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 請求書番号 (または支払通知書番号)</li><li>・ 事業者名</li><li>・ 事業者コード</li><li>・ 事業者区分</li><li>・ 実需給年度・対象月</li><li>・ 異議申立の内容</li></ul>
--	---

### 2.5.3 再検討結果の確認

本項では、異議申立に対する容量抛出台の請求額・支払通知書の再検討結果の確認について手順を説明します (図 2-25 参照)。なお、容量抛出台の請求書・支払通知書内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

#### 2.5.3.1 請求書・支払通知書の再発行内容の確認

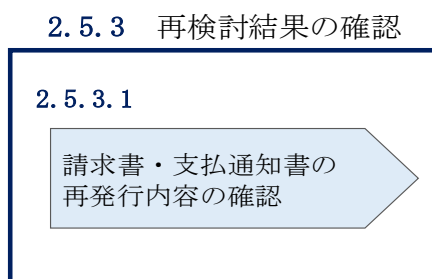


図 2-25 容量抛出台の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順

#### 2.5.3.1 請求書・支払通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で請求額または支払通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された請求額または支払通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された請求額または支払通知書の確認方法は『2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認』を参照してください。

## 2.6 請求書に基づく支払

本節では、請求書に基づく本機関への支払について、以下の流れで説明します（図 2-26 参照）。

### 2.6.1 指定口座への振込

### 2.6.2 支払不足の確認

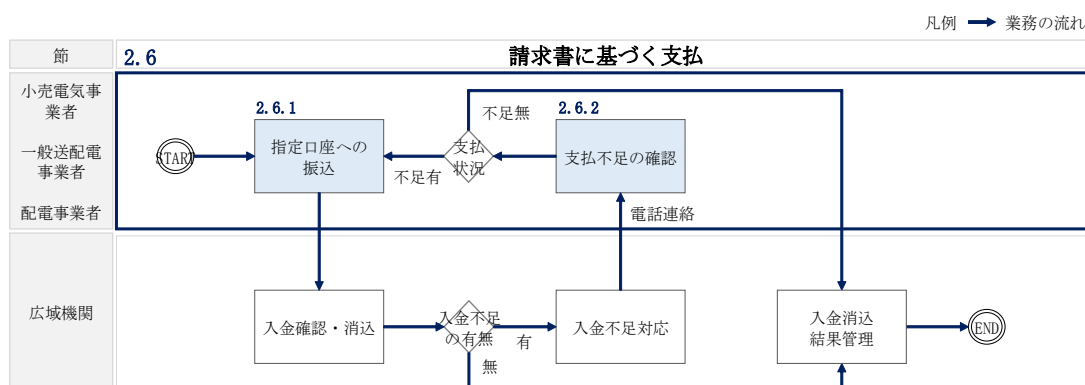


図 2-26 請求書に基づく支払の詳細構成

### 2.6.1 指定口座への振込

本項では、指定口座への請求額の振込について手順を説明します（図 2-27 参照）。

#### 2.6.1.1 振込の実施

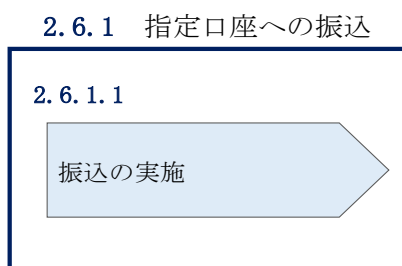


図 2-27 指定口座への振込の手順

#### 2.6.1.1 振込の実施

事業者は、請求書記載内容を基に、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

また、振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- ・振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）
- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
- ・ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です

例）株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合

振込人名：1234 カデンリョクコウイテキョウエイシンカン

例）電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合

振込人名：5678 デンリョクコウイテキョウエイシンカンキョウトウクミアイ

※事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではありませんが、法人形態を記載する場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」または「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」または「アイウエオ（カ）」としてください。

代表債権者が、複数の小売電気事業者に対する請求に基づき容量抛出金を支払う場合は、各小売電気事業者毎に振込の実施をお願いいたします。

## 2.6.2 支払不足の確認

本項では、事業者からの支払不足があった場合の対応について、以下の流れで説明します（図 2-28 参照）。

### 2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

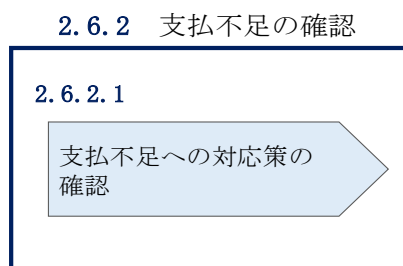


図 2-28 支払不足の確認の手順

### 2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

請求額に対して事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発生している旨を電話で連絡しますので、支払状況を確認のうえ、支払不足に対する対応案を本機関と合意してください。合意した内容を本機関よりメールにて通知しますので内容を確認してください。

入金不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

## 2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

本節では、支払通知書に基づく本機関からの入金の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-29 参照）。

### 2.7.1 入金額の確認

### 2.7.2 入金額に対する異議申立

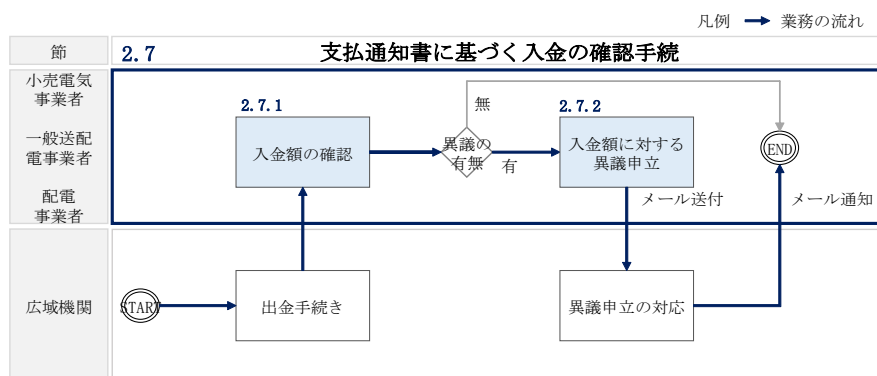


図 2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成

### 2.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振込まれた入金額の確認について手順を説明します（図 2-30 参照）。

#### 2.7.1.1 振込金額の確認

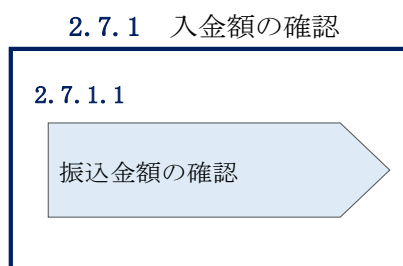


図 2-30 入金額の確認の手順

#### 2.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の入金額を踏まえ、本機関からの入金額が正しい金額となっているかを確認してください。

なお、本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となっていることにご留意ください。

### 2.7.2 入金額に対する異議申立

本項では、本機関から振込された入金額に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-31 参照）。

#### 2.7.2.1 異議申立メールの送付

#### 2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

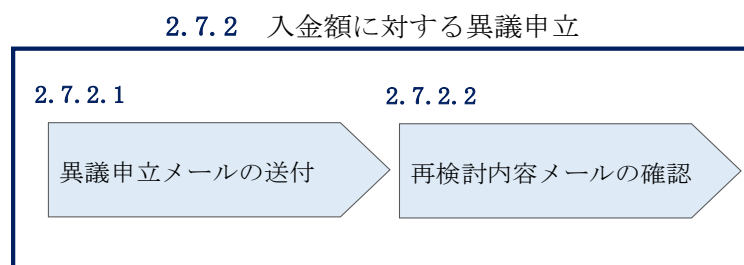


図 2-31 入金額に対する異議申立の手順

#### 2.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振込された入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-19 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、11/12（水）に通知メールを受領した場合、11/18（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-19 容量拠出金の振込金額の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>11</sup> 】容量拠出金の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書番号</li> <li>・事業者名</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度・対象月</li> <li>・異議申立の内容<sup>12</sup></li> </ul>

### 2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

本機関からの振込金額に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-20 参照）。

注1：再検討内容の確認の連絡の期日を過ぎると、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

<sup>11</sup> 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

<sup>12</sup> 容量拠出金の支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額から事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の入金額との不一致がある場合のみ異議を受理します。



表 2-20 容量拠出金の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX (事業者コード)】 容量拠出金の振込金額に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者 (本機関)
CC	youryou_jushin@occto. or. jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量拠出金の振込金額の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容量拠出金の振込金額の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払通知書番号</li> <li>・ 事業者名</li> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 実需給年度・対象月</li> <li>・ 異議申立の内容</li> </ul>

## Appendix.1 図表一覧

図 1-1 本業務マニュアルが対象とする容量拋出金対応業務の位置づけ	4
図 1-2 容量拋出金対応業務の全体像	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	6
図 2-1 第2章の構成	10
図 2-2 容量拋出金（仮算定）の確認手続の詳細構成	11
図 2-3 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の確認の手順	12
図 2-4 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）のサンプルイメージ	14
図 2-5 容量拋出金の確認手続の詳細構成	18
図 2-6 容量拋出金請求額通知書の確認の手順	18
図 2-7 容量拋出金請求額通知書のサンプルイメージ	20
図 2-8 容量拋出金請求額通知書の異議申立の手順	22
図 2-9 容量拋出金請求額の再算定結果の確認の手順	25
図 2-10 還元額の確認手続の詳細構成	26
図 2-11 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認の手順	27
図 2-12 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の帳票イメージ	29
図 2-13 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の異議申立の手順	31
図 2-14 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順	34
図 2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成	35
図 2-16 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の確認の手順	36
図 2-17 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の帳票イメージ	38
図 2-18 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立の手順	39
図 2-19 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順	42
図 2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成	43
図 2-21 容量拋出金の請求書・支払通知書の確認の手順	43
図 2-22 請求書のサンプルイメージ	45
図 2-23 支払通知書のサンプルイメージ	45
図 2-24 容量拋出金の請求書・支払通知書の異議申立の手順	47
図 2-25 容量拋出金の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順	49
図 2-26 請求書に基づく支払の詳細構成	50
図 2-27 指定口座への振込の手順	50
図 2-28 支払不足の確認の手順	51
図 2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成	53
図 2-30 入金額の確認の手順	53
図 2-31 入金額に対する異議申立の手順	54

表 2-1 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の発行通知メール内容 .....	12
表 2-2 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点 .....	15
表 2-3 容量拋出金請求額通知書の発行通知メール内容 .....	19
表 2-4 容量拋出金請求額通知書の記載項目と確認観点 .....	21
表 2-5 容量拋出金請求額通知書の異議申立メール内容 .....	23
表 2-6 容量拋出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容 .....	24
表 2-7 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の発行通知メール内容 .....	27
表 2-8 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点 .....	30
表 2-9 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の異議申立メール内容 .....	32
表 2-10 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容	33
表 2-11 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知メール内容 .....	36
表 2-12 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点 .....	38
表 2-13 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立メール内容 .....	40
表 2-14 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容 .....	41
表 2-15 請求書（支払通知書）の発行通知メール内容 .....	44
表 2-16 容量拋出金の請求書（支払通知書）の記載項目と確認観点 .....	46
表 2-17 容量拋出金の請求書・支払通知書の異議申立メール内容 .....	47
表 2-18 容量拋出金の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容 ....	48
表 2-19 容量拋出金の振込金額の異議申立メール内容 .....	55
表 2-20 容量拋出金の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容 .....	56

## Appendix.2 業務手順全体図

---

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル\_容量拠出金対応編  
\_Appendix\_業務手順全体図」）参照のこと

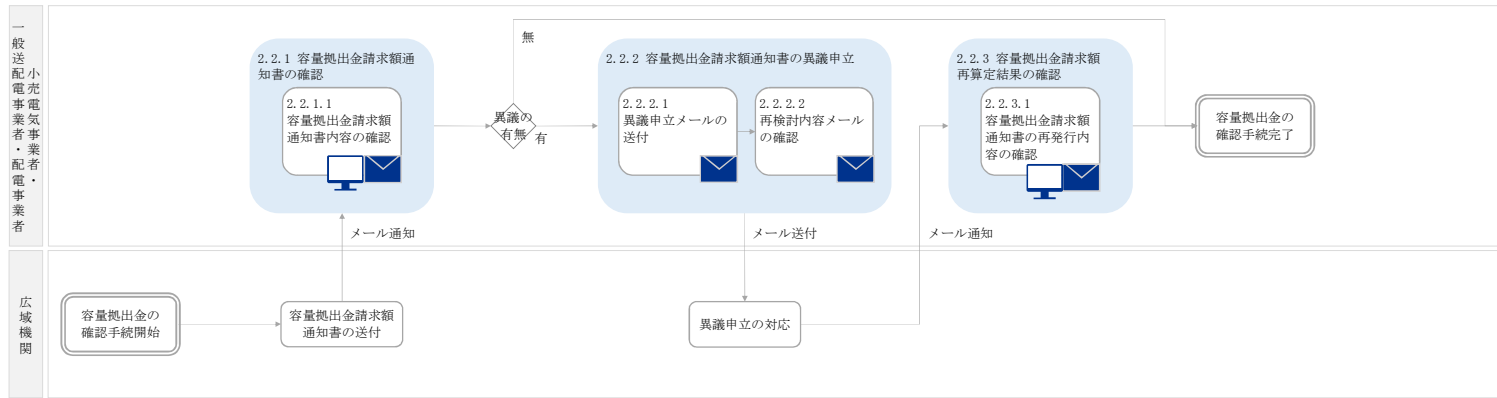
第2章：容量拠出金対応

2.1 容量拠出金（仮算定）の確認手順



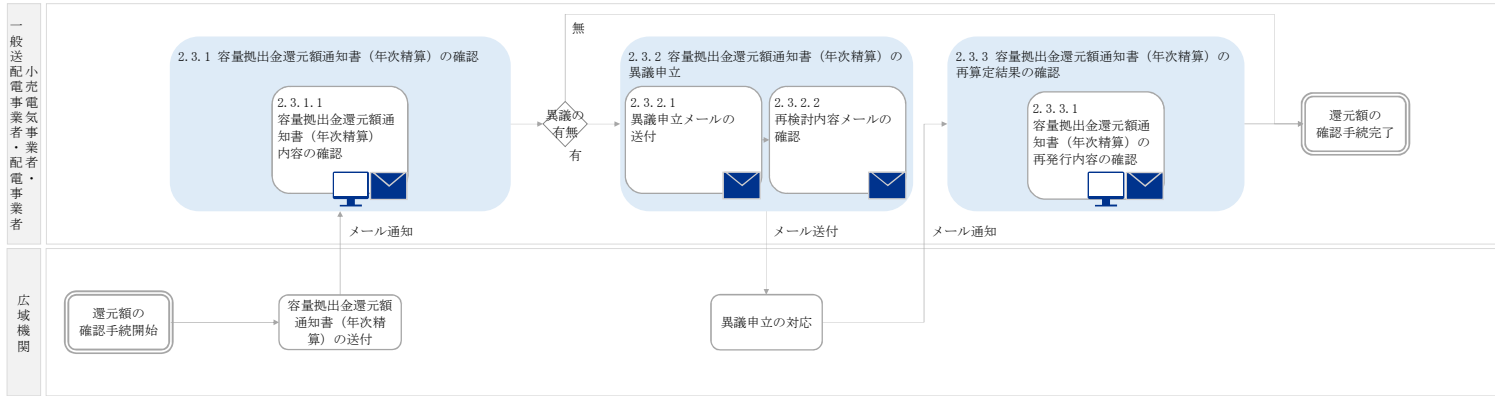
第2章：容量拠出金対応

2.2 容量拠出金の確認手続



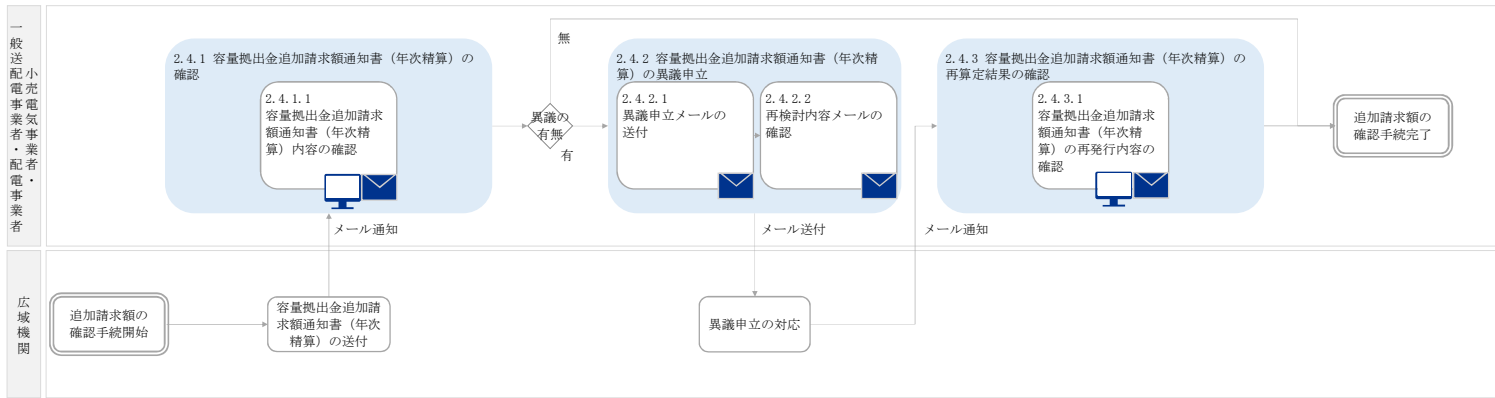
第2章：容量拠出金対応

2.3 還元額の確認手続



第2章：容量拠出金対応

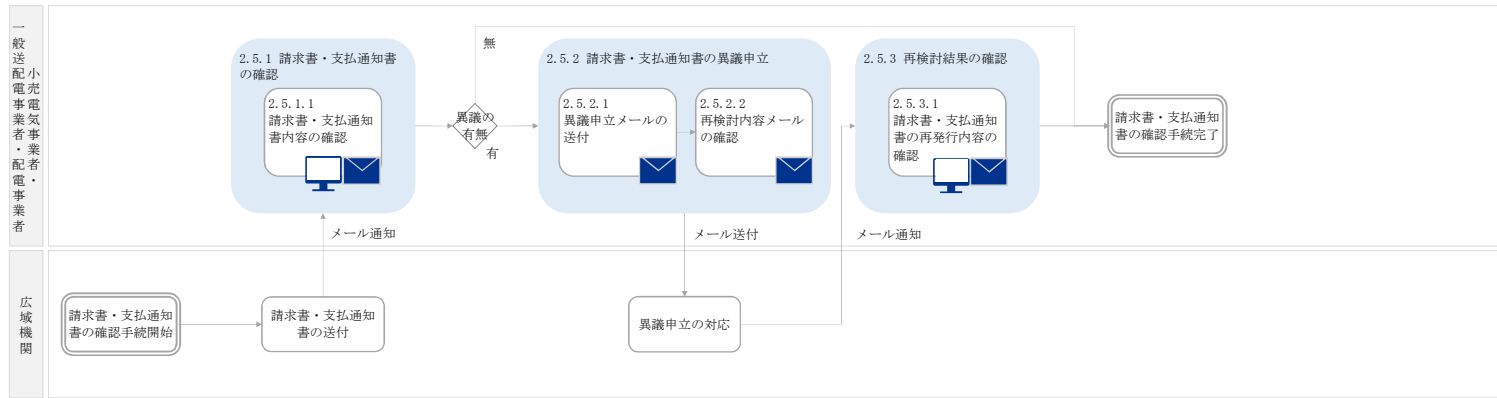
2.4 追加請求額の確認手続





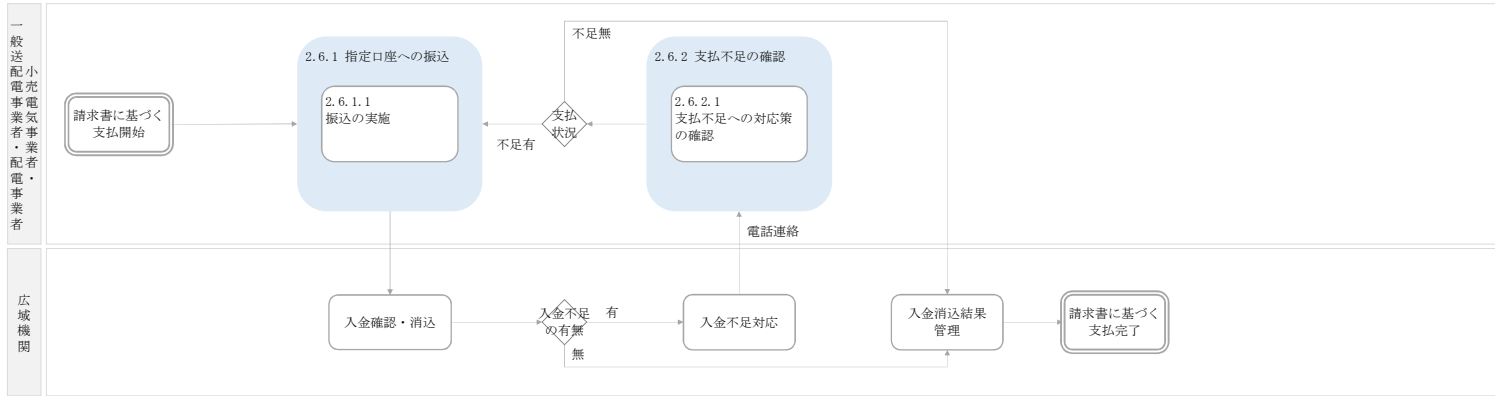
第2章：容量提出金対応

2.5 請求書・支払通知書の確認手続



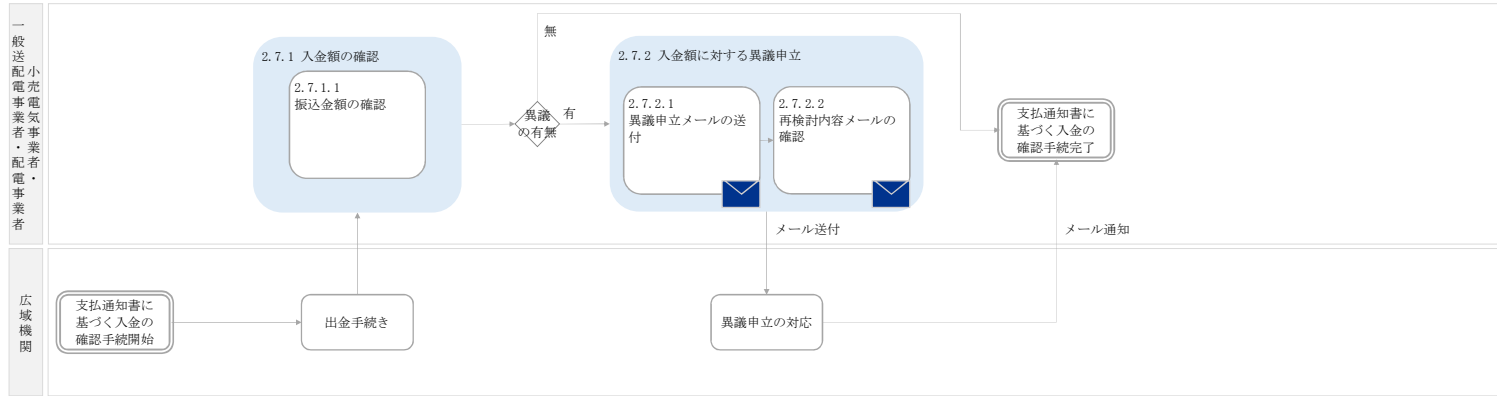
第2章：容量提出金対応

2.6 請求書に基づく支払



第2章：容量提出金対応

2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続



## 「容量市場 業務マニュアル 容量抛出品対応編（対象実需給年度：2024年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	25年10月の精算については、年度途中（例えばQ毎など）でその時点での清算見込額を開示する予定をご検討いただけないでしょうか。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	11	2023年12月時点では、現状の「なお、当該仮算定額の値は、2023年度の夏季のピーク時の電力（kW）を基礎として算定するため、2023年度冬季ピーク時の電力（kW）および2024年度の各月のシェア変動を考慮する前の概算金額となります。」で良いが、2024年6月には、2023年度冬季ピーク時の電力（kW）を考慮して修正した仮算定額を、追加して通知して頂きたい。これは小売電気事業者の資金繰りにとって、大変重要であることをご認識頂きたい。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	16	・「負担率の比率」について「通知対象事業者のシェア比率が記載されていることを確認してください」と記載があるが、この数字の検証を行う上で負担率の計算諸元(自社(小売電気事業者)の託送契約のkWなど)を開示いただきたい。	容量抛出品の算定に係る諸元の公開またはお知らせ、その方法等については、現在、本機関内で検討中でございます。
4	19	容量抛出品請求額通知書に関して、容量抛出品の異議申し立てに必要となると思われる計算に必要なデータは容量抛出品請求額通知書に追加して開示されるものがあるか（「シェア変動考慮後のkW」の算出根拠など）。また開示されない場合一般送配電が問い合わせに応じて開示するようご調整をいただけないか。	容量抛出品の算定に係る諸元の公開またはお知らせ、その方法等については、現在、本機関内で検討中でございます。
5	20	・容量抛出品請求額の各数値を検証するにあたり、電力広域的運営推進機関が計算に使用した数字とその根拠となる情報を請求額を通知する前または同時に連絡していただきたい。	容量抛出品の算定に係る諸元の公開またはお知らせ、その方法等については、現在、本機関内で検討中でございます。
6	51	入金日から5営業日以内であれば、異議申立可能とありますが、支払通知書等に入金予定日の記載があるのでしょうか。仮に具体的な入金日が分からない中で、5営業日以内の確認を求めるのは、期限が短過ぎるのではないのでしょうか。	支払通知書に「支払日」の項目があり、こちらに本機関からの支払日が記載されます。 ・P45：図 2-23 支払通知書のサンプルイメージ ・P46：表 2-16 容量抛出品の請求書（支払通知書）の記載項目と確認観点 を参照ください。
7	57	No2に相当する、6月の仮算定額の通知も追記していただきたい。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

## 容量市場業務マニュアル(対象実需給年度:2024 年度)「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

本機関は、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、対象実需給年度を 2024 年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金に関する手続きや容量市場システム等の操作方法の具体的な手順を定めた、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」および「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」を策定いたしましたので公表いたします。

また、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源) 編 (対象実需給年度:2024 年度)」をはじめとしたリクワイアメント対応編 4 件の策定にあたり、意見募集 (意見募集期間:2023 年 8 月 10 日 (木) ~9 月 8 日 (金)) に対する本機関回答の一部 (システム入力規則等) について、事業者の円滑な実需給期間準備に資するべく、当該マニュアルの策定に先行し公表いたします。なお、当該マニュアルの意見募集に対する本機関の全件回答およびマニュアル策定の公表は 11 月下旬頃を予定しております。

詳細は、以下リンク先資料をご確認下さい。

- HP リンク先: ●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)  
●[容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)  
●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 \(安定電源\) 編 \(対象実需給年度:2024 年度\) \(案\)」をはじめとするリクワイアメント対応編 4 件に係る意見募集に対する本機関回答について \(一部先行公表\)](#)

### 参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第 32 条の 5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル (以下「容量市場業務マニュアル」という。) を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(以下略)